

駐労規第 1 2 号

改正	平成 1 4 年 1 1 月 2 9 日	駐労規第 4 4 号
改正	平成 1 5 年 5 月 2 2 日	駐労規第 1 1 号
改正	平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日	駐労規第 1 4 号
改正	平成 1 6 年 3 月 3 1 日	駐労規第 4 号
改正	平成 1 6 年 4 月 2 8 日	駐労規第 8 号
改正	平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日	駐労規第 1 0 号
改正	平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日	駐労規第 8 号
改正	平成 1 8 年 3 月 3 1 日	駐労規第 1 0 号
改正	平成 1 9 年 3 月 2 9 日	駐労規第 2 号
改正	平成 1 9 年 3 月 3 0 日	駐労規第 4 号
改正	平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日	駐労規第 1 6 号
改正	平成 2 0 年 2 月 1 2 日	駐労規第 2 号
改正	平成 2 0 年 3 月 2 5 日	駐労規第 4 号
改正	平成 2 0 年 3 月 3 1 日	駐労規第 7 号
改正	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	駐労規第 1 0 号
改正	平成 2 1 年 6 月 1 日	駐労規第 1 2 号
改正	平成 2 1 年 7 月 3 1 日	駐労規第 1 3 号
改正	平成 2 1 年 1 2 月 1 日	駐労規第 1 5 号
改正	平成 2 2 年 3 月 2 6 日	駐労規第 7 号
改正	平成 2 2 年 6 月 1 日	駐労規第 9 号
改正	平成 2 2 年 1 2 月 1 日	駐労規第 1 4 号
改正	平成 2 3 年 2 月 1 0 日	駐労規第 3 号
改正	平成 2 3 年 3 月 2 8 日	駐労規第 5 号
改正	平成 2 4 年 3 月 1 日	駐労規第 4 号
改正	平成 2 5 年 3 月 8 日	駐労規第 2 号
改正	平成 2 5 年 3 月 2 6 日	駐労規第 3 号
改正	平成 2 5 年 1 2 月 3 日	駐労規第 7 号
改正	平成 2 6 年 2 月 2 7 日	駐労規第 1 号
改正	平成 2 6 年 3 月 2 4 日	駐労規第 4 号
改正	平成 2 6 年 1 2 月 8 日	駐労規第 9 号
改正	平成 2 7 年 3 月 3 0 日	駐労規第 7 号
改正	平成 2 7 年 6 月 3 0 日	駐労規第 1 6 号
改正	平成 2 8 年 3 月 3 日	駐労規第 2 号
改正	平成 2 8 年 1 2 月 5 日	駐労規第 1 1 号

改正 平成 2 9 年 1 月 2 6 日 駐 労 規 第 1 号
改正 平成 2 9 年 9 月 2 9 日 駐 労 規 第 1 0 号
改正 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 駐 労 規 第 1 3 号
改正 平成 3 0 年 3 月 3 0 日 駐 労 規 第 3 号
改正 平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日 駐 労 規 第 1 2 号
改正 平成 3 1 年 3 月 2 8 日 駐 労 規 第 3 号
改正 令和 元年 1 2 月 9 日 駐 労 規 第 2 号

独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第
5 7 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者
労務管理機構職員給与規則を次のように定める。

平成 1 4 年 4 月 1 日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栗 威之

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与
規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 俸給（第 6 条－第 4 6 条）

第 3 章 諸手当等

第 1 節 俸給の特別調整額（第 4 7 条）

第 2 節 扶養手当（第 4 8 条－第 5 0 条）

第 3 節 地域手当（第 5 1 条－第 5 3 条）

第 4 節 住居手当（第 5 4 条－第 5 6 条）

第 5 節 通勤手当（第 5 7 条－第 5 9 条）

第 6 節 単身赴任手当（第 6 0 条－第 6 2 条）

第 7 節 広域異動手当（第 6 3 条）

第 8 節 給与の減額（第 6 4 条）

第 9 節 超過勤務手当等（第 6 5 条－第 6 8 条）

第 1 0 節 管理職員特別勤務手当（第 6 9 条）

第 1 1 節 期末手当及び勤勉手当（第 7 0 条－第 7
3 条）

第 1 2 節 寒冷地手当（第 7 4 条－第 7 7 条）

第 1 3 節 特定の職員についての適用除外（第 7 8
条）

第 4 章 休職者の給与（第 7 9 条）

第 5 章 育児休業等職員の給与（第 8 0 条・第 8 0 条
の 2 ）

第 6 章 自己啓発等休業職員の給与（第 8 1 条）

第 7 章 配偶者同行休業職員の給与（第 8 2 条）

第 8 章 給与簿（第 8 3 条－第 8 5 条）

第 9 章 雑則（第 8 6 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の職員（常時勤務を要しない職員（国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 8 1 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く）を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 採用試験 人事院規則 8－1 8（採用試験）の規定による試験をいう。

(2) 総合職（院卒） 国家公務員採用総合職試験（院

卒者試験）をいう。

(3) 総合職（大卒） 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）をいう。

(4) 一般職（大卒） 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）をいう。

(5) 一般職（高卒） 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））をいう。

(6) I 種 国家公務員採用 I 種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(7) II 種 国家公務員採用 II 種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(8) III 種 国家公務員採用 III 種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(9) A 種 国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(10) B 種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(11) 昇格 職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。

(12) 降格 職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。

(13) 祝日法による休日等 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成14年駐労規第11号。以下「勤務時間規則」という。）第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間規則第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。

(14) 年末年始の休日等 勤務時間規則第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間規則第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。

(15) 事務所 機構の主たる事務所（以下「本部」とい

う。) 及び従たる事務所 (以下「支部」という。)

並びにこれらに置かれる分室その他これに類するものをいう。

(16) 正規の勤務時間 勤務時間規則第 7 条に規定する
正規の勤務時間をいう。

(17) 一般職給与法適用者等 人事交流等により引き続いて一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。) の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員 (行政執行法人 (独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人をいう。) の役員を除く。以下同じ。) その他理事長がこれらに準ずると認める者をいう。

(給与の支払)

第 3 条 この規則に基づく給与は、法律により特に認められた場合又は労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 24 条第 1 項ただし書の規定に基づき締結された協定による場合を除き、その全額を、現金で、直接

職員に支払わなければならない。

- 2 いかなる給与も、この規則に基づかずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給与の振込）

第4条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の2の規定に基づく賃金の支払方法について締結した協定に基づき、職員に対する給与をその者の預金又は貯金への振込み（第85条第5項において「振込」という。）の方法によって支払うことができる。

（職員の給与）

第5条 職員の受ける給与は、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手

当とする。

第 2 章 俸給

(俸給)

第 6 条 職員の受ける俸給は、別表第 1 に定める俸給表

(以下「俸給表」という。)による。

(級別標準職務表)

第 7 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に

基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するもの

とし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容

は、別表第 2 に定める級別標準職務表に定めるとおり

とする。

第 8 条から第 12 条まで 削除

(新たに職員となった者の職務の級)

第 13 条 新たに職員となった者の職務の級は、その者

の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものと

する。ただし、職務の級 9 級、8 級及び 7 級にあつて

は、一般職給与法別表第 1 イ行政職俸給表 (一) の適

用を受ける国家公務員との均衡を考慮する。

2 前項の場合において、新たに職員となった者の職務の級を、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第3に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第2号に掲げる職員にあっては、最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第23条第3項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては理事長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き一般職給与法適用者等になった者であって、

当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、当該者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

（新たに職員となった者の号俸）

第14条 新たに職員となった者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号俸

ア 前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められている職員 当該号俸

イ 前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に

第 2 6 条 第 1 項又は第 2 7 条の 2 第 1 項の規定により得られる号俸

- (2) 初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第 1 6 条から第 2 1 条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第 1 5 条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて一般職給与法適用者等となり、引き続き当該者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 初任給基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、別表第4に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第16条 新たに職員となった者のうち、初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で

当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、初任給欄に定める号俸に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

博士課程修了		21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒		18

大 学 専 攻 科 卒		1 7
大 学 4 卒	大 学 卒	1 6
短 大 3 卒		1 5
短 大 2 卒	短 大 卒	1 4
短大 1 卒又は高校専攻科卒		1 3
高 校 3 卒	高 校 卒	1 2
高 校 2 卒		1 1
	中 学 卒	9
備考 1 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に 1 を加えた数をもつて、同欄に掲げる数とする。 2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める数をもつて、同欄に掲げる数とする。		

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用
- を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「総合職（院卒）」にあっては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学 6 卒」の区分、「総合職（大卒）」及び「一般職（大

卒）」にあっては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」にあっては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号俸）

第 17 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を 9 級、8 級又は 7 級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第 14 条第 1 項の規定による号俸（前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を 12 月（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 2 号又は第 4 号に掲げる者で理事長の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつ

ては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第8の3に定める昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸(理事長の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で理事長の定める数を加えて得た数を号数とする号俸)とすることができる。

- (1) 第15条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「総合職(院卒)」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の区分、「総合職(大卒)」及び「一般職(大卒)」にあつては「大学卒」の区分、「一般職(高卒)」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2) 第15条第2項第2号に掲げる者及び同条第3項

の規定の適用を受ける者 理事長の定める経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基

準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等

の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっ

ては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資

格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号

俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げら

れている場合の最低の号俸を除く。）であるもの

その者の最短昇格期間を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される

初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対

応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格

を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないもの

に対する前項の規定の適用については、同条第1項の

規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際し

て用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経

験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

（経験年数）

第 17 条の 2 第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項及び前

条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）

は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第 5 に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては、

理事長の定める学歴免許等の区分とする。) に対して別表第 6 に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸）

第 18 条 第 16 条又は第 17 条の規定による号俸が、初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみ

を有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号俸）

第 19 条 一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号俸について、第 17 条又は前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長が定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

（特殊の職に採用する場合の号俸）

第 20 条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号俸の決定について第 17 条又は第 18 条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して理事長が定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

（特定の職員についての号俸）

第 2 1 条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を 9 級、8 級又は 7 級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第 1 7 条から前条までの規定に準じてその者の号俸を決定することができる。

（再任用職員の俸給月額）

第 2 2 条 国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）

第 8 1 条の 4 第 1 項又は第 8 1 条の 5 第 1 項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされた職員（以下「再任用職員」という。）の俸給月額は、第 1 4 条から前条までの規定にかかわらず、俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再任用短時間勤務職員の俸給月額）

第 2 2 条の 2 再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による俸給月額に、勤務時間規則第 2 条第 1 項ただし書の規定により定め

られたその者の 1 週間の勤務時間を同条同項に規定する 1 週間の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

（昇格）

第 23 条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。ただし、9 級、8 級及び 7 級への昇格については、一般職給与法別表第 1 イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮する。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 前 2 項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第 7 に定める在級期間表

（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間
（職員を昇格させる場合に必要な１級下位の職務の級
に在級した年数をいう。以下同じ。）に従い、その者
の属する職務の級を決定するものとする。この場合に
おいて、勤務成績が特に良好であるときは、在級期間
表に定める在級期間に１００分の５０以上１００分の
１００未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期
間表の在級期間とすることができる。

- ４ 第３項の規定による昇格は、現に属する職務の級に
１年以上在級していない職員については行うことがで
きない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する
期間が１年に満たない者を特に昇格させる必要がある
場合には、この限りでない。

（在級期間表の適用方法）

第２３条の２ 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、
当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

- ２ 第１５条第２項第２号に掲げる者又は同条第３項の
規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用につ

いては、正規の試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。

- 3 第19条又は第20条の規定の適用を受けた者に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、部内の他の職員との均衡を考慮し定める期間とする。

（上位資格の取得等による昇格）

第24条 職員が第15条第2項第1号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得することとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第23条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第25条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第23条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第26条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第8に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第24条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号俸が部内の

他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前３項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

（降格）

第２７条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

２ 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

３ 職員から書面による同意を得た場合には、第１項の規定により当該職員を降格させることができる。

（降格の場合の号俸）

第２７条の２ 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第８の２に定める降格時号俸対応表の降格後の

号俸欄に定める号俸とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額に達しない額の号俸でなければならない。

(昇給)

第28条 職員の昇給は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日の属する年の前年の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第82条の規定による懲戒処分を受

けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（その職務の級が7級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員の第1項による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて第30条第6項で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤務成績の証明）

第29条 削除

（昇給区分及び昇給の号俸数）

第30条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の人事評価の実施に関する規則（平成22年駐労規第12号。以下「人事評価実施規則」という。）（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの

判断は、理事長の定めるところにより行うものとする。

(1) 昇給評語が中位より上又は中位の段階である職員

(当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び一の業績評価の全体評語が中位より上の段階(人事評価実施規則第6条第2項第2号に掲げる職員にあっては、最上位の段階を除く。)であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあっては、理事長の定める者に限る。)のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 昇給評語のいずれかが中位より下の段階である職員

員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他理事長が定める事由に該当した職員並びに第28条第1項後段の適用を受けることとな

った職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに
応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 理事長の定める事由以外の事由によって評価終了
日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員
となった者にあつては、新たに職員となった日から
評価終了日までの期間。次号において「基準期間」

という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の
日数を勤務していない職員(第1項第3号イに掲げ
る職員に該当する職員及び次号に該当する職員を除
く。) D

(2) 理事長の定める事由以外の事由によって基準期間
の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務
していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職
員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場
合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であ
ると認められるときは、同項の規定にかかわらず、理
事長が定めるところにより、当該昇給区分より上位の
昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定する
ことができる。

5 前4項の規定により昇給区分を決定する職員の総数
に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割
合は、Aの昇給区分に係るものにあつては100分の
5とし、Bの昇給区分に係るものにあつては100

分の 20 とする。

ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める割合とする。

(1) 職務の級が 7 級以上であるもの A の昇給区分に係る割合については 100 分の 10、B の昇給区分に係る割合については 100 分の 30

(2) 職務の級が 2 級以下であるもの 100 分の 20
(そのうち A の昇給区分に係る割合については 100 分の 5 以内)

6 第 28 条第 1 項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第 8 の 3 に定める昇給号俸数表（次項において「昇給号俸数表」という。）に定める号俸数とする。

7 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号俸数表の C 欄に定める号俸数以下の号俸数とする。ただし、その者の昇給について、当該号俸数とすることが不適當であると認められる特別の事

情がある場合は、この限りでない。

- 8 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第26条第3項若しくは第41条の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号俸数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号俸を決定された者にあつては、理事長の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（理事長の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で理事長の定める号俸数）とする。
- 9 前3項の規定による号俸数が0となる職員は、昇給しない。
- 10 第6項から第8項までの規定による昇給の号俸数が、

昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第6項から第8項までの規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

- 11 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号俸数の合計は、理事長が別に定める号俸数を超えてはならない。

（特定職員以外の職員の昇給の号俸数）

第31条から第37条まで 削除

（研修、表彰等による昇給）

第38条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の定めるところにより、当該各号に定める日に第28条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績

が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

- 2 前項の規定により昇給させるには、他の国家公務員との均衡を考慮しなければならない。

(特別の場合の昇給)

第39条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、第28条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第40条 第28条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第 4 1 条 職員が新たに職員となったものとした場合に
現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受ける
べき資格を取得した場合（第 2 6 条第 3 項の規定の適
用を受ける場合を除く。）又は理事長が定めるこれに
準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を理事長
の定めるところにより上位の号俸に決定することがで
きる。

（復職時等における号俸の調整）

第 4 2 条 休職にされ、若しくは行政執行法人の労働関
係に関する法律（昭和 2 3 年法律第 2 5 7 号）第 7 条
第 1 項ただし書に規定する許可（「専従許可」とい
う。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続
き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合に
おいて、他の職員との均衡上必要があると認められる
ときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期
間を別表第 9 に定める休職期間等換算表に定めるとこ
ろにより換算して得た期間を引き続き勤務したものと
みなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日、

同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（俸給の訂正）

第 4 3 条 職員の俸給の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合には、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（俸給の支給）

第 4 4 条 俸給は、毎月 1 回、その月の 1 8 日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときはその月の 1 5 日とする。

第 4 5 条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったとき

は、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 前条の規定により俸給を支給する日（以下「俸給の支給定日」という。）後において新たに職員となった者及び俸給の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

5 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために俸給を請求した場合には、俸給の支給定日前であっても、請求の日までの俸給をその際支給する。

第46条 前条第1項、第2項又は第5項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間規則第3条及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算す

る。職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の俸給についても、同様とする。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (3) 専従許可を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (4) 育児休業（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１０９号）第３条第１項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 自己啓発等休業（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成１９年法律第４５号）第３条第１項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 配偶者同行休業（国家公務員の配偶者同行休業に

関する法律（平成２５年法律第７８号）第２条第４項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

(7) 交流派遣（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和４５年法律第１１７号）第２条第１項の規定による派遣又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成１１年法律第２２４号。以下「官民人事交流法」という。）第２条第３項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。）をされ、又は交流派遣後職務に復帰した場合

２ 月の初日から引き続いて休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は交流派遣をされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の俸給をその際支給する。

第３章 諸手当等

第 1 節 俸給の特別調整額

(俸給の特別調整額)

第 4 7 条 別表第 1 0 に掲げる職を占める職員には、俸給の特別調整額を支給する。同表に掲げる職に係る俸給の特別調整額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

- 2 前項の規定による俸給の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額 $\frac{100}{25}$ を超えてはならない。
- 3 俸給の特別調整額は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、職員が、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第 7 9 条第 1 項の場合及び業務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和 2 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 条の 2 に規定する通勤（以下「補償法に規定する通勤」という。）による負傷若しくは疾病又は交流派遣職員の派遣先企業（官民人事交流法第 7 条第 4 項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務上の負

傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和
22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤
（以下「保険法に規定する通勤」という。）による負
傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場
合を除く。）は、俸給の特別調整額は支給することが
できない。

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与
規則の一部を改正する規則（平成18年駐労規第10
号）附則第7項又は第8項の規定による俸給を支給さ
れる職員に関する第1項の適用については、同項中
「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改
正する規則（平成18年駐労規第10号）附則第7項
又は第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 5 第1項に規定する職を占める職員のうち、再任用職
員以外の職員に支給する俸給の特別調整額は、当該職
員の属する職務の級及び当該職に係る同項の規定によ
る区分に応じ、別表第11の俸給の特別調整額欄に定

める額とする。

- 6 同項に規定する職を占める職員のうち、再任用職員に支給する俸給の特別調整額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同項の規定による区分に応じ、別表第12の俸給の特別調整額欄に定める額とする。

第2節 扶養手当

(扶養手当)

第48条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が9級以上である職員（以下「9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。ただし、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間

事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者は、含まれないものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び第50条第2項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第49条 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、理事長が定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者が
ある場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父

母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 理事長は、前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を理事長が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

4 理事長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに

足る書類の提出を求めることができる。

- 5 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第50条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の

初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、９級以上職員以外の職員から９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が

月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定

による届出に係るものがある 8 級職員が 8 級職員及び 9 級以上職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で 9 級以上職員以外のものが 9 級以上職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 8 級職員及び 9 級以上職員以外のものが 8 級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

3 この条に定めるもののほか、扶養手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給定日までに届出に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第 3 節 地域手当

(地域手当)

第 5 1 条 地域手当は、本部、横田支部、横須賀支部及び座間支部に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 本部 1 0 0 分の 2 0

(2) 横田支部 1 0 0 分の 1 5

(3) 横須賀支部 1 0 0 分の 1 0

(4) 座間支部 1 0 0 分の 1 2

3 前項の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第 6 8 条、第 7 0 条第 4 項及び第 5 項並びに第 7 3 条第 3 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

第 5 2 条 前条第 1 項に規定する事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこ

これらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長の定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する事務所が前条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年

を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事務所を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日ま

での期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前
の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 2 一般職給与法適用者等であった者が、人事交流等により引き続き職員となり、前条第2項各号に定める割合のうち最高のものに係る事務所以外の事務所に在勤することとなった場合において、職員となった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の一般職給与法適用者等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）に一般職給与法第11条の3、第11条の6若しくは第11条の7又はこれらに相当する規定の適用を受けていたものには、前項の規定に準じて理事長の定めるところにより、地域手当を支給する。

第53条 地域手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。

第4節 住居手当

（住居手当）

第 5 4 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 2 , 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 国家公務員宿舎法（昭和 2 4 年法律第 1 1 7 号）第 1 3 条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員

イ 地方公共団体、公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人その他理事長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

ウ 職員の扶養親族たる者（第 4 8 条に規定する扶養親族で第 4 9 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。以下この号において同じ。) 父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

- (2) 第60条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(再任用職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅(第1号アからウまでに規定する住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、異動若しくは事務所の移転(一般職給与法適用者等であった者から引き続き職員となった者にあつては当該適用、交流派遣から職務に復帰した職員又は交流採用(官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をいう。以下同じ。))をされた職員にあつては当該復帰又は交流採用)の直前の住居であつた住宅(第1号アか

らウまでに規定する住宅を除く。)若しくはこれに準ずるものとして理事長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1

6, 000 円を超えるときは、16, 000 円)

を11, 000 円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第55条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

- 3 理事長は、職員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が前

条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

4 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

5 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が前条第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第 5 6 条 住居手当の支給は、職員が新たに第 5 4 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第 1 項

の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 第 50 条第 3 項の規定は、住居手当の支給方法について準用する。この場合において、同項中「この条」とあるのは、「第 56 条」と読み替えるものとする。

第 5 節 通勤手当

（通勤手当）

第 57 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務事務所との間を往復することをいう。以下この条及び

次条において同じ。) のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。次号及び第3号において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他次に掲げる交通の用具（機構の所有に属するものを除く。以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるも

の及び次号に掲げる職員を除く。)

ア 原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具

イ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

2 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関（以下この条において「新幹線鉄道等」という。）及び橋、トンネルその他の施設以外の交通機関等をいう。以下この条において同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通

常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

この場合において、通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）で、次に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この条において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を

算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。

以下この条及び次条において「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

ウ 理事長の定める普通交通機関等 理事長の定める額

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位当た

りの通勤回数が平均1箇月当たりの通勤所要回数が
10回に満たない職員にあっては、その額から、そ
の額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の
経路の長さによる。以下この号において「使用距
離」という。）が片道5キロメートル未満である
職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメ
ートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロ
メートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロ
メートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロ
メートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロ
メートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロ

メートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロ

メートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロ

メートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロ

メートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロ

メートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロ

メートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職

員 31,600円

(3) 第1項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通

機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

イ 第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前号に定める額 第1号に定める額

ウ 第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

- 4 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変

更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この条において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,0

00円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 前項の規定は、次に掲げる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- (1) 一般職給与法適用者等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住

居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（人事交流等により職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。)

- (2) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合

において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。）

ア 再任用（国家公務員法第81条の2第1項の規定

により退職した日（同法第 8 1 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 交流派遣から職務に復帰したこと。

ウ 交流採用をされたこと。

エ 人事院規則 1 1 - 4（職員の身分保障）第 3 条第 1 項第 4 号の規定による休職から復帰したこと。

(3) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(4) その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理

事長の定める職員

- 6 この条及び第59条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第58条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当を受けている職員の住居、通勤経路、通勤方法又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 理事長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が前条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 3 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し

、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。

- 4 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、その者が前条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第59条 通勤手当の支給は、職員が新たに第57条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日である

ときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の第44条に規定する俸給の支給日又は理事長が定める場合にあつては、理事長が定める日に支給する。
- 4 第57条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支

給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

第6節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第60条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、次の各号のいずれかに掲げる事情（以下この条において「やむを得ない事情」という。）により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にあ

る職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この項において単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満
8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満
16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満
24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満
32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル
未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメー
トル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメー
トル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメー
トル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメー
トル未満 64,000円

(10) 2, 500キロメートル以上 70, 000円

3 一般職給与法適用者等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により職員となった者に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第60条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通

勤することが第60条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 再任用（国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した日（同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 交流派遣から職務に復帰したこと。

ウ 交流採用をされたこと。

エ 人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第4号の規定による休職から復帰したこと。

(2) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情に準じて理事長が定める事情（以下この条において単に「理事長が定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

の間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- (3) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が定める特別の事情により、当該異動又は事務所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下この項及び次条において「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で

生活することを常況とする職員

- (4) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長が定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (5) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が定める特別の事情により、当該異動又は事務所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在

勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (6) 第2号から前号までの規定中「事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い」とあるのを「一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は事務所の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

- (7) その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

第61条 新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式

の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 理事長は、職員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

4 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

5 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備して

いるかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、理事長は、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第62条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第60条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更す

べき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

4 第50条第3項の規定は、単身赴任手当の支給方法について準用する。この場合において、同項中「この条」とあるのは、「第62条」と読み替えるものとする。

第7節 広域異動手当

（広域異動手当）

第63条 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が定めるところにより算

定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異

動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満
100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広

域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るとき
にあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給
されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動
手当を支給しない。

- 3 一般職給与法適用者等であった者から、人事交流等
により引き続き職員となった者又は異動等に準ずるも
のとして次に掲げるものがあつた職員であつて、これ
らに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長の
定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異
動手当を支給する。

- (1) 再任用（国家公務員法第81条の2第1項の規定
により退職した日（同法第81条の3の規定により勤
務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了し
た日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされ
ること。

- (2) 交流派遣から職務に復帰すること。

- (3) 人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条
第1項第4号の規定による休職から復帰すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、異動等に準ずるものとして理事長が定めるもの。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第51条から第53条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

5 広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。第68条、第70条第4項及び第5項、第73条第2項並びに第3項に規定する広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

第8節 給与の減額

(給与の減額)

第64条 職員が勤務しないときは、超勤代休時間、祝

日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、
休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に
承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につ
き、第68条に規定する勤務1時間当たりの給与額を
減額して給与を支給する。

第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第65条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜ
られた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全
時間に対して、勤務1時間につき、第68条に規定す
る勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超え
てした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号
に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前
5時までの間である場合は、その割合に100分の2
5を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当と
して支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第68条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 超過代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第68条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 超過勤務手当は1の月の分をその翌月の俸給の支給定日に支給する。

6 超過勤務手当は、前項の規定にかかわらず、職員が第45条第5項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員が離職し、又は死亡した場合に

は、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給するものとする。

（休日給）

第 6 6 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 6 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 3 5 を乗じて得た額を休日給として支給する。国の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても、同様とする。

2 第 6 5 条第 4 項及び第 5 項の規定は、休日給の支給方法について準用する。

（端数計算）

第 6 7 条 第 6 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び前 2 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを

切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 68 条 第 64 条から第 66 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の 1 か月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

第 10 節 管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第 69 条 別表第 10 に掲げる職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害へ

の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる管理監督職員の占める職に係る別表第10区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 4種 7,000円

オ 5種 6,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、
次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る別
表第 10 区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次
に定める額

ア 1 種 6, 0 0 0 円

イ 2 種 5, 0 0 0 円

ウ 3 種 4, 3 0 0 円

エ 4 種 3, 5 0 0 円

オ 5 種 3, 0 0 0 円

(3) 第 1 項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務
をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係
る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給
しない。

4 理事長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特
別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければな
らない。

5 第 65 条第 4 項及び第 5 項の規定は、管理職員勤務
特別手当の支給方法について準用する。

第 1 1 節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第 7 0 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 7 2 条まで及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成 2 2 年駐労規第 1 4 号。以下「平成 2 2 年度改正規則」という。）附則第 3 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第 1 号に掲げる職員を除く。）に支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第 3 8 条第 1 号に該当して同法第 7 6 条の規定により失職し、又は死亡した職員（第 7 9 条第 7 項の規定の適用を受ける職員並びに第 2 号及び第 3 号に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日において次に掲げる職員に該当する者

ア 無給休職者（国家公務員法第 7 9 条第 1 号又は人事院規則 1 1 - 4（職員の身分保障）第 3 条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給

与の支給を受けていない職員をいう。第75条第3項において同じ。)

イ 刑事休職者（国家公務員法第79条第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。第75条第3項において同じ。)

ウ 停職者（国家公務員法第82条の規定により停職にされている職員をいう。第75条第3項において同じ。)

エ 専従休職者（専従許可を受けている職員をいう。第75条第3項において同じ。)

オ 育児休業をしている職員のうち、第80条第2項に規定する職員以外の職員

カ 自己啓発等休業職員

キ 配偶者同行休業をしている職員

ク 交流派遣職員

(2) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前号に該当する職員であった者

(3) その退職又は失職の後基準日までの間において一

般職給与法適用者等となった者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（俸給の特別調整額に係る区分が1種又は2種の職を占める職員のうち職務の級が7級以上である職員（休職にされている職員のうち第79条第1項の適用を受ける職員以外の職員を除く。第5項、第73条及び平成22年度改正規則附則第7項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、

同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。平成22年度改正規則附則第3項第4号において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分の15（俸給の特別調整額に係る区分が1種の職を占める職員にあっては、100分の25）を乗じて得た

額を加算した額）を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を第 2 項の期末手当基礎額とする。

職 員	加 算 割 合
職務の級 9 級及び 8 級の職員	1 0 0 分の 2 0
職務の級 7 級及び 6 級の職員	1 0 0 分の 1 5
職務の級 5 級及び 4 級の職員	1 0 0 分の 1 0
職務の級 3 級の職員	1 0 0 分の 5

6 第 2 項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

7 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第 1 項第 1 号ウ及びエに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を

除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(5) 休職にされていた期間（第79条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）については、その2分の1の期間

(6) 第80条の2に規定する育児短時間勤務職員として在籍した期間については、当該期間から当該期間に勤務時間規則第23条の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間規則第2条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

8 基準日以前6箇月以内の期間において、一般職給与法適用者等であった者が職員となった場合は、その

期間内においてそれらの者として在職した期間は、
第 6 項の在職期間に算入する。前項の規定は、この
場合において準用する。

- 9 期末手当は、次の表の左欄に掲げる基準日の区分に
応じ、それぞれ同表の右欄に定める日（その日が日曜
日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に
当たるときはその前日とする。次条及び第 7 2 条にお
いて「支給日」という。）に支給する。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日

第 7 1 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条
第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る
期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を
一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日ま
での間に国家公務員法第 8 2 条の規定による懲戒免

職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第76条の規定により失職した職員（同法第38条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第72条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は

、第5項に規定する説明書を受領した日の翌日から起算して60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の
行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当
該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算し
て1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明し
た事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差
し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を
取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差
止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際
、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなけ
ればならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し
必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

第73条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下
この条及び平成22年度改正規則附則第3項第5号に
おいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ

在職する職員（第 1 号に掲げる職員を除く。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日に対応する第 70 条第 9 項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第 38 条第 1 号に該当して同法第 76 条の規定により失職し、又は死亡した職員（第 2 号及び第 3 号に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日において次に掲げる職員に該当する者

ア 休職にされている者（第 79 条第 1 項の規定の適用を受ける休職者を除く。）

イ 第 70 条第 1 項第 1 号ウからキまでに掲げる者

(2) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前号に該当する職員であった者

(3) 第 70 条第 1 項第 3 号に掲げる者

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が第 4 項から第 9 項までに定める基準に従って定める割合を

乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び平成 22 年度改正規則附則第 3 項第 5 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 92.5（特定管理職員にあっては、100 分の 112.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 97.5（特定管理職員にあっては、100 分の 117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の
勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 4 5 (特定管理職員に
あつては、1 0 0 分の 5 5) を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在
において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対す
る地域手当、広域異動手当の月額の合計額とする。

4 勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務
期間による割合(同項において「期間率」という。)
に第9項に規定する職員の勤務成績による割合(同項
において「成績率」という。)を乗じて得た割合とす
る。

5 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職
員の勤務期間の区分に応じ、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0

4 箇月 1 5 日 以上 5 箇月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
4 箇月 以上 4 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 7 0
3 箇月 1 5 日 以上 4 箇月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 箇月 以上 3 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 5 0
2 箇月 1 5 日 以上 3 箇月 未 満	1 0 0 分 の 4 0
2 箇月 以上 2 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 3 0
1 箇月 1 5 日 以上 2 箇月 未 満	1 0 0 分 の 2 0
1 箇月 以上 1 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 1 5
1 5 日 以上 1 箇月 未 満	1 0 0 分 の 1 0
1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 5
0	0

6 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間（次に掲げる期間を除算する。）とする。

(1) 休職にされていた期間（第 7 9 条第 1 項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

(2) 第 7 0 条第 1 項第 1 号ウ及びエに掲げる職員として在職した期間

(3) 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に

係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間

(4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(5) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(7) 第64条の規定により給与を減額された期間

(8) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は交流派遣職員の派遣先企業の業務上の負傷若しくは疾病若しくは保険法に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間規則第3条に規定する週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超

える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長の定める期間を除く。

(9) 勤務時間規則第22条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(10) 勤務時間規則第22条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(11) 勤務時間規則第24条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(12) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

7 第70条第8項前段の規定は、前項に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

8 前項の期間の算定については、第6項各号に掲げる

期間に相当する期間を除算する。

- 9 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分及び基準日以前における直近の業績評価の全体評語に応じ、一般職給与法別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に定められる割合の範囲内で、理事長が定める。

(1) 再任用職員以外の職員

(2) 再任用職員

- 10 第70条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第73条第3項」と読み替えるものとする。

- 11 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第71条中「前条第1項」とあるのは「第73条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第73条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給

日」とあるのは「支給日（第73条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第12節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第74条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条から第76条までにおいて「基準日」という。）において三沢支部に在勤する職員（次条及び第76条において「支給対象職員」という。）に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

第75条 寒冷地手当の額は、次の各号に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 世帯主である職員であって扶養親族のあるもの

（扶養親族のある職員であって理事長が定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第60条の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長

が定めるものに限る。) 及びこれに準ずるものとして理事長が定めるものを含まないものとする。)

17,800円

(2) その他の世帯主である職員 10,200円

(3) その他の職員 7,360円

2 第79条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、零とする。

(1) 本邦外にある職員（第1項第1号に規定する「世帯主である職員であって扶養親族のあるもの」に該当する職員を除く。）

(2) 無給休職者

(3) 刑事休職者

- (4) 停職者
- (5) 専従休職者
- (6) 育児休業をしている職員
- (7) 自己啓発等休業をしている職員
- (8) 配偶者同行休業をしている職員
- (9) 交流派遣職員

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、
当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第46条第1項に規定する計算方法により計算して得た額とする。

- (1) 基準日において第2項に規定する職員及び前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第2項に規定する職員及び前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において第2項に規定する職員及び前項各

号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第2項に規定する職員及び前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

第76条 寒冷地手当は、基準日の属する月の俸給の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて前条第3項各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

第77条 理事長は、寒冷地手当を支給する場合におい

て必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地等の事項を確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

第 1 3 節 特定の職員についての適用除外

(特定の職員についての適用除外)

第 7 8 条 第 6 5 条及び第 6 6 条の規定は、特定管理職員には適用しない。

- 2 第 4 8 条から第 5 0 条まで、第 5 2 条、第 5 4 条から第 5 6 条まで及び第 7 4 条から前条までの規定は、再任用職員には適用しない。

第 4 章 休職者の給与

第 7 9 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は補償法に規定する通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第 7 9 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により国家公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給等のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が国家公務員法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 人事院規則11-4第3条第1項第5号の規定に該

当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害若しくは補償法に規定する通勤による災害又は交流派遣職員の派遣先企業の業務上の災害若しくは保険法に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 国家公務員法第79条の規定により休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、第1項から前項までに定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第70条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡したときは、第70条第9項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給

することができる。ただし、同条第1項第3号に掲げる職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第71条及び第72条の規定を準用する。
- この場合において、第71条中「前条第1項」とあるのは、「第79条第7項」と読み替えるものとする。

第5章 育児休業等職員の給与

(育児休業職員の給与)

第80条 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第70条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- (1) 育児休業をしていた期間

- (2) 自己啓発等休業をしていた期間
- (3) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
- (4) 第70条第1項第1号ウ及びエに掲げる職員として在職した期間
- (5) 休職にされていた期間（第79条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

3 第73条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第28条第1項に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことがで

きる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第 8 0 条 の 2 勤務時間規則第 2 3 条の規定により職員
が育児短時間勤務をしている期間におけるこの規則の
適用については、次の表の左欄に掲げるこの規則の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

第 6 条	による	によるものとし、その 者の俸給月額は、その 者の受ける号俸に応じ た額に、算出率を乗じ て得た額とする
第 1 3 条 第 1 項	決定する	決定するものとし、そ の者の俸給月額は、そ の者の受ける号俸に応 じた額に、算出率を乗

		じて得た額とする
第 2 2 条	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 6 条 第 1 項	号俸とする	号俸とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 7 条 の 2 第 1 項	号俸とする	号俸とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 8 条 第	決定するもの	決定するものとし、そ

2 項	とする	の者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 4 6 条 第 1 項	第 3 条 及び 第 4 条	第 2 3 条
第 6 5 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあ

		っては、第 6 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 2 5）を乗じて得た額とする
第 6 5 条 第 2 項	第 1 項	第 1 項（第 8 0 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第 7 0 条 第 4 項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額

第 7 0 条 第 5 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で 除して得た額
	俸給月額	俸給の月額を算出率で 除して得た額
第 7 3 条 第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で 除して得た額

第 6 章 自己啓発等休業職員の給与

第 8 1 条 職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第 2 8 条第 1 項に規定する昇給日をいう。次条において同

じ。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

第7章 配偶者同行休業職員の給与

第82条 職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

第8章 給与簿

(給与簿)

第83条 理事長は、職員に対して給与を支払うに当たり、給与簿を作成しなければならない。

2 前項の給与簿は、勤務時間報告書及び賃金台帳とする。

(勤務時間報告書)

第84条 勤務時間報告書は、課又はこれに準ずる組織

の単位（以下この条において「課係等」という。）別に、月ごとに作成する。

2 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（次項において「勤務時間管理員」という。）が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録その他理事長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 超過勤務及び休日給の支給される日の勤務の時間

(2) 管理職員特別勤務手当の計算上必要な事項

(3) 第64条並びに勤務時間規則第18条第5項及び

第23条第7項の規定により給与が減額される時間

(4) 前3号に掲げるもののほか職員の給与計算に関し

必要な事項

3 勤務時間管理員は、各月の終了後速やかに前項に掲げる事項を勤務時間報告書に記入し、その課係等の長の証明を得て、理事長の指名する給与の事務を担当する者（次条において「給与事務担当者」という。）にこれを送付しなければならない。

(賃金台帳)

第 8 5 条 賃金台帳は、各職員ごとに毎年作成する。

2 賃金台帳には、各月につき（期末手当その他の月ごとに支給される給与以外の給与にあっては、その支給の都度）労働基準法第 1 0 8 条に規定する事項を給与事務担当者が記録するものとする。

3 理事長の指名する人事の事務を担当する者は、給与の計算につき必要とする事項を速やかに給与事務担当者へ通知しなければならない。

4 職員に給与を支払うに当たっては、賃金台帳に基づいて作成された給与支給明細書を交付しなければならない。

5 職員は、給与の支払を受けるときは、振込の方法によってその支払を受けるときを除き、支払を受けた金額に係る受領証を提出しなければならない。

第 9 章 雑則

第 8 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の日から平成 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの間における第 4 4 条の規定の適用については、同条中「前日とし、その日が休日に当たるときはその月の 1 5 日」とあるのは、「前日」とする。

(昇 給 に 係 る 特 例 措 置)

- 3 第 1 9 条の規定によりその初任給を決定された職員で、平成 1 4 年 4 月 1 日において 5 3 歳を超え、5 8 歳を超えていない職員については、第 2 8 条第 3 項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、5 5 歳を超えた後も 1 回に限り昇給させることができる。ただし、第 1 9 条の規定の適用の際に、この項の規定による昇給に相当する昇給をしたものとみなされた職員については、この限りでない。
- 4 前項の規定による昇給は、職員の勤務成績の証明を

得て行わなければならない。

（読替規定）

- 5 理事長は、第 19 条の規定により初任給を決定する場合において、この規則の他の規定をそのまま適用することが円滑な人事交流等に支障を来すと認めるときは、当該規定に関し必要な読替えを別に定めることができる。

附則〔平成 14 年 1 月 29 日駐労規第 44 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
- ただし、第 2 条並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第 1 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超

える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員（以下「行政職国家公務員」という。）の例によるものとする。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成 14 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成 14 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の給与規則（以下この項において「改正後の給与規則」という。）第 70 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで、第 79 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 14 年 12 月 1 日（期末手当について改正後の給与規則第 70 条第 1 項後段又は第 79 条第 7 項

の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給、扶養手当及びこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の給与規則の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第2項に規定する俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について行政職国家公務員の例による俸給月額)及び改正後の給与規則の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

- 6 平成14年4月1日から基準日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)の適用を受ける者(以下この項において

「防衛庁職員」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者については、行政職国家公務員の例により、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員との権衡を考慮して額を加えるものとする。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規則第70条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とし、同条第8項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるには、「3箇月以内」とする。

- 8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同

日に係る期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規則第80条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

(実施規定)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則〔平成15年5月22日駐労規第11号〕

- 1 この規則は、平成15年5月22日から施行する。
- 2 この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員就業規則、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員就業規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附則〔平成15年10月30日駐労規第14号〕

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員（以下「行政職国家公務員」という。）の例によるものとする。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡

上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合にお

いて、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（給与規則第60条第2項各号に定める額を除く。）の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他理事長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(実施規定)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 [平成 1 6 年 3 月 3 1 日駐労規第 4 号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則第 5 2 条第 1 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規則の規定による改正後の第 5 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が

別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、
「いい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長の定める割合とする。」とあるのは「いう。」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年」とする。

附則〔平成16年4月28日駐労規第8号〕

（施行期日）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附則〔平成16年10月28日駐労規第10号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月28日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正前の給与規則 この規則による改正前の独立
行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則
(平成14年駐労規第12号)をいう。

二 改正後の給与規則 この規則による改正後の独立
行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則
をいう。

三 旧寒冷地 一般職の職員の給与に関する法律等の
一部を改正する法律(平成16年法律第136号)
第2条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手
当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1
条に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 改正後の給与規則第75条第1項第1
号に規定する理事長が定める地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成16年10月29日(以
下「旧基準日」という。)から引き続き三沢支部に

在勤する職員（常時勤務に服する職員に限る。）をいう。

六 基準在勤地域 三沢支部をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分（改正前の給与規則第75条第1項及び第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、同条第1項及び第2項の規定（以下この項において「旧算出規定」という。）を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による加算額又は同条第2項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の給与規則第74条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

3 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の基準日の属する月の項の区分に応じ同表の金額の項の額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の給与規則第75条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の給与規則第74条及び第75条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

基準日の属する月	金額
平成16年11月から平成17年3月まで	6 千円
平成17年11月から平成18年3月まで	1 万円
平成18年11月から平成19年3月まで	1 万 4 千円
平成19年11月から平成20年3月まで	1 万 8 千円
平成20年11月から平成21年3月まで	2 万 2 千円

4 改正後の給与規則第75条第2項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措

置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第2項中「額は、前項」とあるのは「額は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成16年駐労規第10号。以下「平成16年改正規則」という。）附則第3項」と、「かかわらず、前項」とあるのは「かかわらず、平成16年改正規則附則第3項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「平成16年改正規則附則第3項及び平成16年改正規則附則第4項において読み替えて準用する第2項」と、「、第1項」とあるのは「、平成16年改正規則附則第3項」と読み替えるものとする。

- 5 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）の役員を除く。）その他理事長がこれに準ずると認める者であった者が、

旧基準日の翌日以降に引き続き独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員となり、三沢支部に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第3項及び前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の給与規則第74条及び第75条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、附則第3項及び前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附則〔平成17年11月28日駐労規第8号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

ただし、改正後の第68条の規定は、平成15年8月1日から適用する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員（以下「行政職国家公務員」という。）の例によるものとする。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることになる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1

日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規則第60条第2項各号に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

（実施規定）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成18年3月31日駐労規第10号〕

改正〔平成21年12月1日駐労規第15号〕

改正〔平成22年12月1日駐労規第14号〕

改正〔平成24年3月1日駐労規第4号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

- 3 切替日の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」とい

う。) 別表第 1 の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。ただし、切替の結果、部内の他の職員と著しく均衡を失する場合、理事長が定めるところにより俸給月額を決定する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において給与規則別表第 1 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員(以下「行政職国家公務員」という。)の例によるものとする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規則による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員及びこれに準ずる職員として理事長が定める職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年駐労規第14号。以下「平成22年度改正規則」という。）の施行の日において平成21年度改正規則附則第2項

第 1 号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に 1 0 0 分の 9 9 . 1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 8 切替日以降に新たに給与規則の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、行政職国家公務員の例により、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間における給与規則の適用に関する特例)

- 9 平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 8 条 第 2 項	4 号 俸	3 号 俸
	3 号 俸	2 号 俸
第 2 8 条 第 3 項	4 号 俸	3 号 俸
	3 号 俸	2 号 俸
	2 号 俸	1 号 俸

10 平成 8 年 4 月 1 日以降に採用された職員のうち、切替日においてその者が新たに職員となったものとして改正後の給与規則を適用した場合に得られる初任給の号俸が有利な職員については、部内の他の職員との均衡上、特に必要があると理事長が認める場合に限り、その者の切替日における号俸を当該初任給の号俸を超えない範囲内で決定することができる。

11 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級

2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級
10 級	8 級
11 級	9 級

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	経過期間										
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

附則〔平成１９年３月２９日駐労規第２号〕

（施行期日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附則〔平成１９年３月３０日駐労規第４号〕

改正〔平成２３年３月２８日駐労規第５号〕

改正〔平成２４年３月１日駐労規第４号〕

改正〔平成２６年１２月８日駐労規第９号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、改正後の第６５条第２項及び第３項並びに第６６条第２項の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

（初任給に関する経過措置）

- 2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成２６年駐労規第９号）の施行の日から平成２６年１２月３１日までの間に新たに職員となり、その者の号俸の決定について給与規則第１６条から第１８条までの規定の適用を受け

ることとなる者（平成 26 年 4 月 1 日（以下この項において「調整日」という。）において 38 歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第 14 条第 1 項の規定による号俸（同規則第 16 条第 1 項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を数を減じた数を 4（新たに職員となった者が特定職員（職務の級が 7 級以上である職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成 22 年 1 月 1 日前となるものの採用日における号俸は、同規則第 16 条から第 18 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における同規則第 28 条第 1 項に規定する昇給日（次の各号に

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。) の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平

成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 調整日において46歳に満たない職員(次号及び

第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1

日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において45歳に満たない職員(次号に掲

げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成

20年1月1日まで

(4) 調整日において40歳に満たない職員 平成19

年1月1日

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数の特例)

3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの

間における第30条第5項の規定の適用については、

同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に

相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数
(当該号俸数が負となるときは 0) 」とする。

(平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間における俸給の特別
調整額に関する経過措置)

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与
規則の一部を改正する規則 (平成 1 8 年駐労規第 1 0
号) 附則第 7 項の規定による俸給を支給される職員の
うちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計
額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の
俸給月額を超える職員についてのこの規則による改正
後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給
与規則 (以下「新規則」という。) 第 4 7 条第 2 項の
規定の適用については、平成 2 3 年 3 月 3 1 までの間
は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最
高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額
と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与
規則の一部を改正する規則 (平成 1 8 年駐労規第 1 0
号) 附則第 7 項の規定による俸給の額との合計額」と

する。

- 5 第47条の規定により俸給の特別調整額を支給する職を占める職員のうち、新規則第47条第5項の規定による俸給の特別調整額が理事長が定める額に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額のほか理事長が定めるところによる額を俸給の特別調整額として支給する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 6 平成20年3月31日までの間においては、新規則第63条第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 7 新規則第63条の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場

合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則〔平成19年11月30日駐労規第16号〕

- 1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第48条第3項及び第50条第2項並びに第51条第2項及び別表第1及び別表第8の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第80条については、同年8月1日から適用する。

附則〔平成20年2月12日駐労規第2号〕

この規則は、平成20年2月12日から施行する。

附則〔平成20年3月25日駐労規第4号〕

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則〔平成20年3月31日駐労規第7号〕

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則〔平成21年3月31日駐労規第10号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成25年3月31日までの経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の給与規則第47条第1項に規定する本部に置かれる課長代理（理事長の定めるものに限る。以下この項において同じ。）及び理事長が当該課長代理に相当するものと認める職を占めていた職員であって、その職を同日から引き続き占めるものには、経過措置基準額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

100分の100

- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

100分の75

(3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

100分の50

(4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

100分の25

(経過措置基準額)

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員

同日に当該職員に適用されていた俸給表及び当該職員の属していた職務の級に応じ、附則別表の俸給の特別調整額欄に掲げる額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員

前号に掲げる職員との均衡を考慮して理事長が定める額

附則別表（附則第3項関係）

職務の級	俸給の特別調整額
7 級	3 5 , 4 0 0 円
6 級	3 3 , 2 0 0 円
5 級	3 1 , 7 0 0 円

附則〔平成 2 1 年 6 月 1 日駐労規第 1 2 号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 7 0 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 3 条第 2 項の規則の適用については、第 7 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 4 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 0」と、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 4 0」とあるのは「1 0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の

「120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第73条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附則〔平成21年7月31日駐労規第13号〕

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附則〔平成21年12月1日駐労規第15号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

- 2 平成22年1月1日に行われる職員給与規則第28条第1項の規定による昇給に関する昇給区分および昇給の号俸数については、なお従前の例による。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職

員」という。) となった者 (同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。) にあっては、その減額改定対象職員となった日 (当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当 (職員給与規則第 60 条第 2 項各号に定める額を除く。) の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 56 号俸まで

2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
3 級	1 号俸から 8 号俸まで

- (2) 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額（実施規定）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成 2 2 年 3 月 2 6 日駐労規第 7 号〕

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則〔平成 2 2 年 6 月 1 日駐労規第 9 号〕

この規則は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則〔平成 2 2 年 1 2 月 1 日駐労規第 1 4 号〕

改正〔平成 2 3 年 3 月 2 8 日駐労規第 5 号〕

改正〔平成 2 7 年 3 月 3 0 日駐労規第 7 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員

であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。) にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは当該日のうち理事長が定める日））において減額定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規則第60条第2項各号に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで

3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
7 級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額（ 5 5 歳を超える職員の給与の抑制措置）

- 3 平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が 6 級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないもの（以下この項、附則第 4 項及び第 5 項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職

員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項、附則第 6 項及び第 7 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 6 項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する

広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第70条第5項の表の左欄に掲げる職員にあっては、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分の1.5（俸給の特別調整額に係る区分が1種の職を占める職員にあっては、100分の2.5））を乗じて得た額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項の表の左欄に掲げる職員にあっては、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分の15（俸給の特別調整額に係る区分が1種の職を占める職員にあっては、100分の25））を乗じて得た額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第73条第10項において準用する第70条第5項の規定

の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第73条第4項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第10項において準用する第70条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第73条第4項に規定する割合を乗じて得た額）

- (6) 第79条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される

次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第79条第1項 前各号に定める額

ロ 第79条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第79条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第79条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第79条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特定職員に対する俸給の特別調整額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最

初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日
後における最初の４月１日後に特定職員となった場合
にあつては、特定職員となった日）以後の額は、第４
７条の規定にかかわらず、同条の規定による額に１０
０分の９８．５を乗じて得た額（その額に１円未満の
端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

５ 前２項に規定するもののほか、特定職員以外の者が
月の初日以外の日特定職員となった場合における附
則第３項の減ずる額の計算その他同項及び第４項の規
定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

６ 附則第３項及び第４項の規定により給与が減ぜられ
て支給される職員についての第６４条から第６６条ま
でに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第６８条
の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与
額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域
異動手当、俸給の特別調整額及び寒冷地手当の月額の
合計額を当該年度の１か月平均所定勤務時間数で除し
て得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号

俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1か月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 7 附則第3項の規定が適用される間、第73条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 8 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項及び第4項の規定の適用については、附

則第3項及び第4項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年度改正規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(実施規定)

- 9 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成23年2月10日駐労規第3号〕

この規則は、平成23年2月14日から施行する。

附則〔平成23年3月28日駐労規第5号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において規則第28条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成23年4

月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附則〔平成 24 年 3 月 1 日駐労規第 4 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項から第 9 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 26 年 3 月 31 日までの間における給与の減額支給措置）

- 2 この項の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（平成 17 年度改正規則附則第 7 項の規定による俸給を含み、当該職員が附則第 11 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成 17 年度改正規則附則第 7 項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額

に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2 級以下	4 . 7 7 / 1 0 0
3 級から 6 級まで	7 . 7 7 / 1 0 0
7 級以上	9 . 7 7 / 1 0 0

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

(3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域

異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(6) 第79条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第79条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第79条第2項又は第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第79条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 7 9 条第 5 項 前項及び前 2 号から第 4 号までに定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 7 9 条第 7 項 第 4 号に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特例期間においては、第 6 4 条から第 6 6 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 6 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の 1 箇月平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額の月額を当該年度の 1 箇月平均所定勤務時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年度改正規則附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年度改正規則附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年度改正規則附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年度改正規則附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年度改正規則附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年度改正規則附則第3項第5号に定める額に相当する額

を減じた額」と、同項第 6 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第 2 号から第 4 号まで」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号から第 4 号まで」と、同号ハ中「前項、第 2 号及び第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項、第 2 号及び第 3 号」と、同号ホ中「第 4 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた第 4 号」と、第 4 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成 22 年度改正規則附則第 6 項の規定により給与額から減することとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、勤務時間規則第 24 条第 7 項の規定の適用については、同項中「給与規則第 68 条」とあるのは、「附則第 4 項（附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

7 特例期間においては、勤務時間規則第 18 条第 5 項の規定の適用については、同項中「給与規則第 68 条

」とあるのは、「附則第４項（附則第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（端数計算）

- ８ 附則第２項から前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成２４年４月１日における号俸の調整）

- ９ 平成２４年４月１日においてこの規則による改正後の平成１７年度改正規則附則第７項の規定による俸給に関する状況を考慮して３６歳に満たない職員のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第２８条第１項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成２４年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号

俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 10 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは平成22年度改正規則附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務

の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規則第６０条第２項各号に定める額を除く）の月額（平成２２年度改正規則附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなか

った期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
8 級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額並びに同年 1 2 月 1 日において減額改定対象職員であ

った者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（俸給の半減）

- 11 当分の間、第64条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

（実施規定）

- 12 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成25年3月8日駐労規第2号〕

この規則は、平成 2 5 年 3 月 8 日から施行する。

附則〔平成 2 5 年 3 月 2 6 日駐労規第 3 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条、第 1 5 条、第 1 6 条第 2 項、第 1 7 条第 1 項、別表第 3、別表第 4 及び別表第 7 の規定は平成 2 4 年 2 月 1 日から適用し、改正後の第 4 7 条、別表 1 0 及び別表第 1 2 の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 2 5 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 2 平成 2 5 年 4 月 1 日において、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成 1 8 年駐労規第 1 0 号）附則第 7 項の規定による俸給に関する状況を考慮して 3 9 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の第 2 8 条第 1 項の規定による昇給その他号俸の決定の状況及び平成 2 4 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して

調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附則〔平成 25 年 12 月 3 日駐労規第 7 号〕

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則〔平成 26 年 2 月 27 日駐労規第 1 号〕

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附則〔平成 26 年 3 月 24 日駐労規第 4 号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 2 平成 26 年 4 月 1 日において、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成 18 年駐労規第 10 号）附則第 7 項の規定による俸給に関する状況を考慮して 45 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 28 条第 1

項の規定による昇給その他号俸の決定の状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附則〔平成26年12月8日駐労規第9号〕

改正〔平成30年3月30日駐労規第3号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月8日から施行する。

ただし、改正後の第57条、別表第1、別表第8及び別表第8の2の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第73条第2項の規定は平成26年11月21日から適用する。

（昇格時号俸対応表改正に関する経過措置）

- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けること

となった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年駐労規第4号）第2項の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の別表第8の規定による号俸に達しない職員の、当該適用及び異動の日における号俸については、この規則による改正後の別表第8の規定にかかわらず、改正前の別表第8の規定による号俸とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例)

- 4 平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

(平成 27 年 1 月 1 日における昇給に関する特例)

- 5 平成 27 年 1 月 1 日における職員の昇給に関する第 30 条第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、「定める号俸数」とあるのは、「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、0）」とする。

(初任給に関する経過措置)

- 6 平成 30 年 4 月 1 日（以下この項において「調整日」という。）以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について第 16 条から第 18 条までの規定の適用を受けることとなる者（調整日において 37 歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった

日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号俸から第14条第1項の規定による号俸（第16条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号俸は、第16条から第18条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第28条第1項に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。）の数に相当する号数を

特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年
- (2) 調整日において50歳に満たない職員（次号から第5号に掲げる職員を除く。） 平成19年から平成21年まで及び平成27年
- (3) 調整日において49歳に満たない職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。） 平成19年、平成20年及び平成27年
- (4) 調整日において44歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年及び平成27年
- (5) 調整日において42歳に満たない職員 平成27年

附則〔平成27年3月30日駐労規第7号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前

に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年度改正規則附則第3項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に1

00分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

6 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する第70条第5項(第73条第2項において準用する場合及び第80条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適

用については、第 7 0 条第 5 項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と前 3 項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 7 切替日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第 6 3 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 8」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 8 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第 6 3 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0」とあ

るのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

附則〔平成２７年６月３０日駐労規第１６号抄〕

（施行期日）

この規則は、平成２７年７月１日から施行する。

附則〔平成２８年３月３日駐労規第２号〕

（施行期日）

- １ この規則は、平成２８年３月３日から施行する。ただし、改正後の第５１条第２項、別表第１及び第１１の規定は平成２７年４月１日から、改正後の第７３条第２項の規定は平成２７年１２月１日から、改正後の第６０条第２項の規定は平成２８年４月１日からの適用とする。

（地域手当に関する特例）

- ２ 平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間における改正後の第５１条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の２０」とあるのは「１００分の１８．５」と、同項第２号中「１００

分の 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 4」と、同項第 4 号中「1 0 0 分の 1 2」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」とする。

(平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 7 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 8 0」とあるのは「1 0 0 分の 8 5」と、「1 0 0 分の 1 0 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 4 0」と、「1 0 0 分の 4 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 0」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(実施規定)

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この

規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成２８年１２月５日駐労規第１１号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２８年１２月５日から施行する。

ただし、改正後の別表第１、別表第８、別表第８の２及び別表第１１の規定は平成２８年４月１日から、改正後の第７３条第２項の規定は平成２８年１２月１日から、改正後の第４８条第１項から第３項並びに第４９条第１項並びに第５０条第１項及び第２項の規定は平成２９年４月１日からの適用とする。

（昇格時号俸対応表改正に関する経過措置）

- 2 平成２８年４月１日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動があった職員のうち、この規則による改正後の別表第８の規定による号俸に達しない職員の、当該適用及び異動の日における号俸については、この規則による改正後

の別表第 8 の規定にかかわらず、改正前の別表第 8 の規定による号俸とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（平成 2 8 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 4 平成 2 8 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 7 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 8 5」とあるのは「1 0 0 分の 9 0」と、「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 0」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 0」とあるのは「1 0 0 分の 4 2 . 5」と、「1 0 0 分の 5

0」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第48条第1項ただし書及び第50条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第48条第3項、第49条及び第50条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(職務の級が8級である職員(以下「8級職員」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」とい

う。) については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第49条第1項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備

するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当

する場合を除く。）」と、第50条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあ

るのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定

(扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養

手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第48条第1項ただし書及び第50条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第48条第3項、第49条及び第50条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第49条第1項中「扶養親族

（ 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限
る。）がある場合、 9 級以上職員から 9 級以上職員以
外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母
等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合
（ 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要
件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあ
り、及び同項第 2 号中「場合及び 9 級以上職員に扶養
親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者が
ある場合」とあるのは「場合」と、第 5 0 条第 1 項中
「扶養親族（ 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる
子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった
日、 9 級以上職員から 9 級以上職員以外となった職員
に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてそ
の職員に扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届
出に係るものがないときはその職員が 9 級以上職員以
外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、
「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあ
るのは「前条第 1 項の規定による届出に係るものな

い場合」と、「死亡した日、９級以上職員以外の職員から９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第２項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- ８ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の第４８条第１項ただし書並びに第５０条第２項第３号及び第５号の規定は適用せず、改正後の第４８条第３項、第４９条及び第５０条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族た

る配偶者、父母等」という。) 」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「8 級職員」とあるのは「8 级以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、第 49 条第 1 項中「扶養親族（9 级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9 级以上職員から 9 级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（9 级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 9 级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 50 条第 1 項中「扶養親族（9 级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9 级以上職員から 9 级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るも

のがないときはその職員が 9 級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、

「死亡した日、9 級以上職員以外の職員から 9 級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「8 級職員が 8 級職員及び 9 級以上職員」とあるのは「8 級以上職員が 8 級以上職員」と、同項第 6 号中「8 級職員及び 9 級以上職員」とあるのは「8 級以上

職員」と、「が 8 級職員」とあるのは「が 8 級以上職員」とする。

(実施規定)

- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成 29 年 1 月 26 日駐労規第 1 号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 9 の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

(実施規定)

- 3 前項に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成 29 年 9 月 29 日駐労規第 10 号〕

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則〔平成２９年１２月１５日駐労規第１３号〕

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成２９年１２月１５日から施行する。

ただし、改正後の別表第１及び別表１１は平成２９年４月１日から、改正後の第７３条第２項の規定は平成２９年１２月１日からの適用とする。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第７３条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」と、同項第２号中「１００分の４２．５」とあるのは「１００分の４５」と、「１００分の５２．５」とあるのは「１００分の５５」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定によ

る給与の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において第28条の規定により昇給した職員の平成30年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(実施規定)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成30年12月12日駐労規第12号]

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成30年12月12日から施行する。
ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別表第1及び別表第1
1は平成30年4月1日から、同条の規定による改正後の第73条第2項の規定は平成30年12月1日か

ら適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（事務補助員の給与の改定）

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成30年駐労規第4号）第1条に規定する事務補助員に係る同規則第6条の日額単価の改定は、平成30年4月1日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

（実施規定）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成31年3月28日駐労規第3号]

（施行期日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔令和 元年 1 2 月 9 日駐労規第 2 号〕

(施行期日等)

1 この規則は、令和元年 1 2 月 9 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の別表第 1 は、平成 3 1 年 4 月 1 日から、同条の規定による改正後の第 7 3 条第 2 項の規定は、令和元年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(事務補助員の給与の改定)

4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成 3 0 年駐労規第 4 号）第 1 条に規定する事務補助員に係る同規則第 6 条の日額単価の改定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与

の内払いとみなす。

（実施規定）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1 俸給表(第6条関係)

職員 の区 分	職 務 の 級 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			

	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
再任用職員以外の職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							

101	297,100	345,100								
102	297,400	345,500								
103	297,800	345,900								
104	298,100	346,300								
105	298,300	346,800								
106	298,600	347,200								
107	299,000	347,600								
108	299,300	348,000								
109	299,500	348,500								
110	299,900	348,900								
111	300,300	349,200								
112	300,600	349,500								
113	300,800	350,000								
114	301,000									
115	301,300									
116	301,700									
117	301,900									
118	302,100									
119	302,400									
120	302,700									
121	303,100									
122	303,300									
123	303,600									
124	303,900									
125	304,200									
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 2級の1号俵を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、第14条第1項の規定に基づき初任給基準表の試験欄の総合職(大卒)の区分を適用してその受ける号俵を決定されたものの俸給月額、この表の額にかかわらず、185,200円とする。

別表第2 級別標準職務表(第7条関係)

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 本部の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2 支部の係長又は困難な業務を処理する主任の職務
4級	1 本部の困難な業務を分掌する係の長の職務 2 支部の困難な業務を分掌する係の長の職務 3 専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門職の職務
5級	1 支部の副支部長、課長若しくは分室長の職務又は困難な業務を処理する課長代理の職務 2 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門職の職務
6級	1 本部の役代理及び課長代理の職務 2 支部長、困難な業務を所掌する支部の副支部長又は支部の困難な業務を所掌する課の長の職務 3 極めて高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門職の職務
7級	1 本部の課の長及び室の長の職務 2 困難な業務を所掌する支部の長又は特に困難な業務を所掌する支部の副支部長の職務
8級	1 本部の部の長、評価・監査役又は困難な業務を所掌する課の長の職務 2 特に困難な業務を所掌する支部の長の職務
9級	本部の重要な業務を所掌する部の長の職務
10級	本部の特に重要な業務を所掌する部の長の職務

別表第3 初任給基準表（第13条、第14条関係）

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	総合職（院卒）	2級11号俸
		総合職（大卒）	2級1号俸
		一般職（大卒）	1級25号俸
		一般職（高卒）	1級5号俸
	その他	高校卒	1級1号俸

別表第4 学歴免許等資格区分表（第15条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第5 経験年数換算表（第17条の2関係）

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100以下）
	その他の期間	25/100 以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、50/100 以下）

備考

- 1 経歴欄の左欄のその他の期間の区分中技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるものの区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下）とする。
- 1 経歴欄の左欄のその他の期間の区分中その他の期間の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を理事長が別に定める。

別表第7 在級期間表（第23条関係）

職 務 の 級				
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
3	4	4	2	2

備考

総合職（院卒）、総合職（大卒）若しくは一般職（高卒）の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となった者にあつては「0」と、一般職（高卒）の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

別表第8 昇格時号俸対応表(第26条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	

44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	37	51	52	69	51	33			
83	38	51	52	69	51	34			
84	38	51	52	69	51	34			
85	39	52	53	69	51	35			
86	39	52	53	70	51				
87	40	52	53	70	51				
88	40	52	53	70	51				
89	41	53	54	71	52				
90	41	53	54	72	52				
91	42	53	54	73	52				
92	42	53	54	74	52				
93	43	53	55	75	53				
94		54	55						

95		54	55						
96		54	55						
97		54	55						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

備考 この表の昇格後の号俸中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8-2 降格時号俸対応表(第27条の2関係)

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	
31	70	47	47	39	39	67	61	45	
32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	85	61	45	
36	80	52	52	44	44	85	61	45	
37	82	53	53	45	45	85	61	45	
38	84	54	54	46	46	85	61	45	
39	86	55	55	47	47	85	61	45	
40	88	56	56	48	48	85	61	45	
41	90	58	57	49	50	85	61	45	
42	92	60	58	50	52	85	61		
43	93	62	59	51	54	85	61		

44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							

95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

備考

- 1 これらの表の降格後の号俸欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
- 2 別表第1の備考の規定の適用を受ける職員の降格後の号俸は、この表の降格後の号俸欄に定める号俸にかかわらず、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額直近下位の額の号俸とする。

別表第 8 の 3 昇給号俸数表（第 3 0 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8 以上	6	4（職務の級が 7 級以上であるものにあつては、3）	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号俸数は給与規則第 2 8 条第 3 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第 9 休職期間等換算表（第 4 2 条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
国家公務員法第 7 9 条第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る休職の期間	3 / 3 以下
人事院規則 1 1—4 第 3 条第 1 項第 5 号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は補償法に規定する通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
勤務時間規則第 1 1 条に規定する介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
国家公務員法第 7 9 条第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休職（補償法に規定する通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあつては、1 / 2 以下）
人事院規則 1 1—4 第 3 条第 1 項第 5 号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は補償法に規定する通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1 / 3 以下
国家公務員法第 7 9 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下

備考 交流派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先企業において就いていた業務を機構の業務とみなす。

別表第 1 0 俸給の特別調整額支給表（第 4 7 条、第 6 9 条関係）

組 織	職	区 分
本部	部長	1 種
	評価・監査役	2 種
	課長	2 種（理事長の定めるものにあつては、1 種又は 3 種）
	室長	3 種（理事長の定めるものにあつては、2 種）
支部	支部長	2 種（理事長の定めるものにあつては、1 種、3 種又は 4 種）
	副支部長	3 種（理事長の定めるものにあつては、4 種）
	課長	4 種（理事長の定めるものにあつては、3 種又は 5 種）
	呉分室長	5 種

別表第11 俸給の特別調整額表（第47条関係）

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
10級	1種	139,300円
9級	1種	130,300円
	2種	104,200円
8級	1種	117,100円
	2種	94,000円
	3種	82,200円
7級	2種	88,500円
	3種	77,400円
	4種	66,400円
6級	3種	72,700円
	4種	62,300円
	5種	51,900円
5級	4種	59,500円
	5種	49,600円
4級	4種	55,500円
	5種	46,300円

別表第12 俸給の特別調整額表（第47条関係）

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
10級	1種	133,600円
9級	1種	112,900円
	2種	90,300円
8級	1種	99,800円
	2種	79,800円
	3種	69,800円
7級	2種	72,900円
	3種	63,800円
	4種	54,700円
6級	3種	56,200円
	4種	48,200円
	5種	40,100円
5級	4種	44,300円
	5種	36,900円
4級	4種	41,900円
	5種	34,900円

別表第6 経験年数調整表（第17条の2関係）

学歴区分（甲）	学歴免許等の区分																	
	基準学歴区分				学歴区分（乙）													
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了 （大学6卒後のものに 限る。）	博士課程修了	修士課程修了	専門職 学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒	
博士課程修了	+ 5年	+6.5年	+ 9年	+ 9年	- 1年		+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	+6.5年	+ 8年	+ 8年	+ 9年	+10年	
修士課程修了	+ 2年	+3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年	
専門職学位課程修了	+ 2年	+3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年	
大学 6 卒	+ 2年	+3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年	
大学専攻科卒	+ 1年	+2.5年	+ 5年	+ 5年	- 5年	- 4年	- 1年	- 1年	- 1年		+ 1年	+ 2年	+2.5年	+ 4年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	
大学 4 卒		+1.5年	+ 4年	+ 4年	- 6年	- 5年	- 2年	- 2年	- 2年	- 1年		+ 1年	+1.5年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	
短 大 3 卒	- 1年	+0.5年	+ 3年	+ 3年	- 7年	- 6年	- 3年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+0.5年	+ 2年	+ 2年	+ 3年	+ 4年	
短 大 2 卒	- 2年	-0.5年	+ 2年	+ 2年	- 8年	- 7年	- 4年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1年	-0.5年	+ 1年	+ 1年	+ 2年	+ 3年	
短 大 1 卒	- 3年	-1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	-1.5年			+ 1年	+ 2年	
高校専攻科卒	- 3年	-1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	-1.5年			+ 1年	+ 2年	
高校 3 卒	- 4年	-2.5年			-10年	- 9年	- 6年	- 6年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3年	-2.5年	- 1年	- 1年		+ 1年	
高校 2 卒	- 5年	-3.5年	- 1年	- 1年	-11年	-10年	- 7年	- 7年	- 7年	- 6年	- 5年	- 4年	-3.5年	- 2年	- 2年	- 1年		
中 学 卒	- 7年	-5.5年	- 3年	- 3年	-13年	-12年	- 9年	- 9年	- 9年	- 8年	- 7年	- 6年	-5.5年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について理事長が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、理事長が別に定めるところによる。